

令和8年度 町民税・県民税申告の手引き

令和8年
提出期限 3月16日(月)

令和8年度町県民税の申告書を提出していただく時期となりました。
この申告が、あなたの町民税・県民税を算出する基礎となります。
また、各種証明書の発行・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・児童手当・福祉医療などの手続きに必要となりますので、期限までに必ず提出してください。
町県民税の申告書は、2月上旬にご自宅へ郵送します。

町県民税申告書の送付について

昨年確定申告をした方や、給与から町県民税を天引きされていない方など、令和8年度（7年分）の町県民税申告が必要と思われる方に、世帯ごとにまとめて申告書を送付します。

ただし、確定申告や勤務先での年末調整で所得の申告を済ませている方は、町県民税申告書の提出は不要です。

なお、町県民税申告書が送付されていなくても、申告が必要となる場合があります。

下記『申告書の提出が必要な方』をご確認いただき、申告が必要な場合は町ホームページより様式をダウンロードしていただくか、役場総務課税務係（1階）窓口に備え付けの申告書をご利用ください。

社会保険料の納付済額通知書の送付について

「社会保険料の納付済額通知書（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）」は、2月上旬に納税義務者宛に送付します。（町県民税申告書をお送りする場合は、申告書に同封して送付します。）

なお、納付済額のうち口座振替または年金からの天引き（特別徴収）分は、口座名義人または特別徴収されている本人の社会保険料控除としてのみ申告いただけます。

町民税・県民税申告書の提出と問い合わせ先

提出期限 令和8年3月16日(月)

提出場所 坂城町役場 総務課税務係（1階）

〒389-0692

坂城町大字坂城 10050 番地

☎0268-82-3111（内線：141・143）

0268-75-6206（直通）

*申告書に同封の返信用封筒（切手不要）をご利用ください。

○ 町民税・県民税申告書の提出が必要な方

令和8年1月1日現在、坂城町に住所がある方で、次の1～5のいずれかに該当する方。

1. 令和7年中に収入はあるが、確定申告は不要の方
例) 年金収入 400万円以下の方は確定申告不要ですが、町県民税申告書の提出は必要です。
2. 事業収入等で所得税が算出されないため確定申告をしない方
3. 給与収入について勤務先で年末調整をされていない方
4. 非課税収入（障害年金・遺族年金・失業給付金等）のみの方
5. 収入がない方（平成20年1月3日以降生まれを除く）

※令和7年中のすべての収入や控除額等について、勤務先での年末調整や税務署への確定申告が済んでいる方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

※ワンストップ特例を受けている方が、確定申告・町県民税申告をすると、ワンストップ特例が無効となりまので、寄附金控除を申告する必要があります。

○ 所得税の確定申告が必要な方

次の1～6に該当する方は所得税の確定申告が必要です。

詳しくは上田税務署へお問い合わせください。

1. 給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超える方
2. 給与所得者で、給与以外の所得金額が20万円を超える方
3. 給与を2か所からもらっていて、年末調整をされなかった方
4. 事業所得・不動産所得・譲渡所得（土地や建物、株等の譲渡）などの合計所得金額が各種控除額の合計金額を超える方
5. 青色申告の方
6. 医療費控除・住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける方

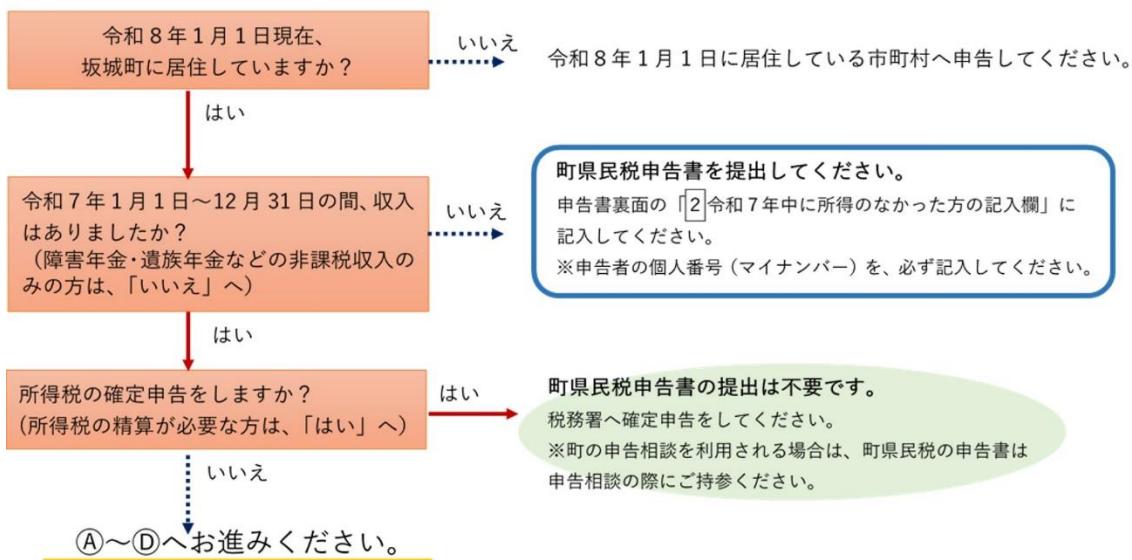
※公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要です。（還付の申告はできます）

上田税務署 〒386-8720 上田市中央西2丁目6番22号

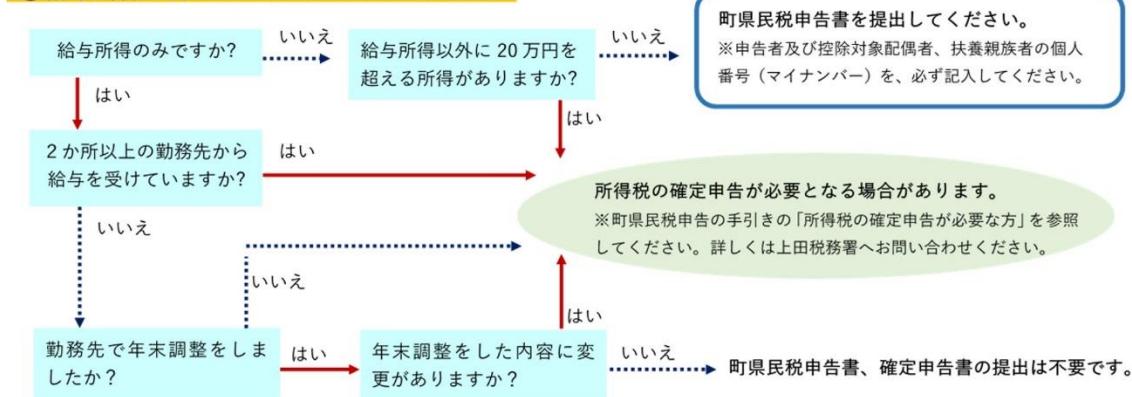
☎0268-22-1234（代表）

○ 町県民税申告フローチャート

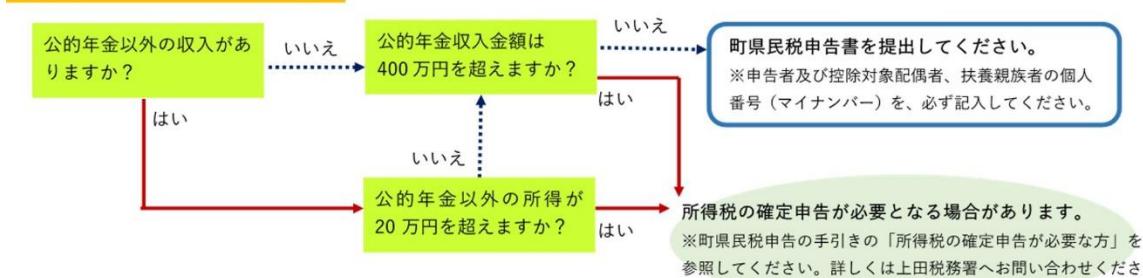
スタート



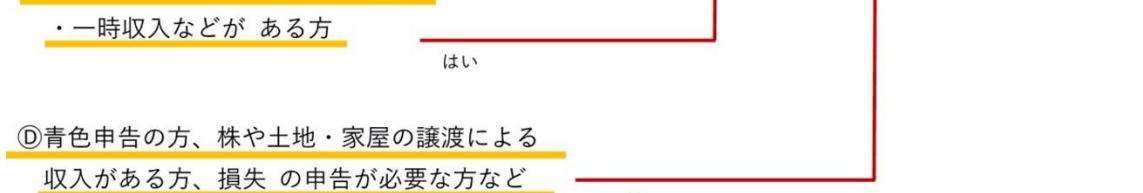
Ⓐ 給与所得の方



Ⓑ 公的年金収入のある方



Ⓒ 営業等・農業・不動産・雑収入



(注) 上記に該当しない場合もありますので、あくまでも目安としてお使いください

○ 申告相談のご案内

町では、町県民税の申告、確定申告書の作成などの相談を行っています。

相談は予約制で行いますので、相談を受ける方は次の事項をご確認のうえ、予約期間内に電話で予約をお願いします。（相談当日の予約はできません）

予約期間内であっても、定数に達した場合は受付を終了します。

予約期間：2月2日（月）～3月6日（金）午前8時30分～午後5時 ※土日祝日を除く

予約専用ダイヤル：0268-75-7316

1. 相談期間：2月16日（月）～3月16日（月） ※土日祝日を除く
2. 受付時間：午前9時～11時・午後1時～4時20分まで
3. 相談会場：坂城町役場 第一会議室（役場庁舎1階）

4. 当日お持ちいただくもの

- 町民税・県民税申告書（町から送付されている方。世帯全員分をお持ちください。）
 - 利用者識別番号の記載された通知等（お持ちの方）
 - 振込先の口座番号がわかる書類（所得税の還付申告をする方。）
 - 通帳のお届け印（所得税の納税申告をする方）
 - 申告者及び控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが記載された住民票の写し
 - 申告者の本人確認ができる運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等顔写真付きの身分証明書（ない場合は資格確認書や年金手帳等の写し）
 - 委任状（別世帯の代理人が申告する場合）
 - 収入に関するもの
 - 所得控除に関するもの
-] 5ページの「町県民税申告書に添付するもの」と同じ。
世帯員で申告が必要な方の分をすべてお持ちください。

※申告の内容によっては、町の申告相談では相談できない場合があります。

分離課税の譲渡所得(土地・建物・株式の売買)、退職所得、雑損控除・所得税の災害減

免、国外居住者を扶養する扶養控除、住宅借入金等特別控除を初めて申告する方、青色申告の方、消費税の申告が必要な方は税務署で申告相談を受けてください。

※インボイス発行事業者の登録を受けた方は、消費税の申告が必要ですので、確定申告と消費税の申告相談は税務署で受けてください。

○ 町民税・県民税申告の手順について

1. 申告者の住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、電話番号、世帯主の氏名、続柄を記入してください。（印字されている場合は、個人番号、電話番号の記入）
2. 「現住所」欄は、1月1日以降、転居などにより住所が変更になった方のみ記入してください。
3. 町県民税の申告をされる方は、**1**及び裏面（1）～（6）の該当する欄を、前年中の収入がなかった方（非課税所得のみの方を含む）は、裏面**2**を記入してください。
4. 申告に必要な添付書類（下記参照）を添えて提出してください。

【町県民税申告書に添付するもの】

- (1) 個人番号（マイナンバー）の確認のためのマイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し
- (2) 申告者の身元確認ができる運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等顔写真付きの身分証の写し（ない場合は資格確認書や年金手帳等の写し）
- (3) 収入に関するもの（該当するものすべて）

①給料・公的年金の収入	源泉徴収票※
②個人年金の収入	支払年金額の証明書
③報酬・シルバー人材センターの配分金	支払調書・支払証明書
④事業（農業・営業・不動産）による収入	収支内訳書（作成済みのもの）
⑤株の配当金	配当金計算書・特定口座年間取引報告書など
⑥満期保険金・解約返戻金	支払証明書など

- (4) 所得控除に関するもの（該当するものすべて）

①医療費控除 セルフメディケーション税制	医療費控除の明細書（作成済みのもの）、医療費通知、セルフメディケーション税制の明細書（作成済みのもの）
②社会保険料控除	社会保険料（国民年金・国民年金基金）の支払証明書（領収書）、任意継続・他市町村で納付した国民健康保険税等の金額がわかるもの
③生命保険料控除・地震保険料控除	控除証明書
④障害者控除	身体障害者手帳※、療育手帳※、障害者控除対象認定書
⑤寄附金控除	寄附金受領書、領収書など

※印の書類は写しの添付で可

○ 町民税・県民税申告書の記入について

1 (表面：令和7年中に収入があった方)

所得金額（令和7年1月1日から12月31日までのもの）

Ⓐ 収入金額：営業などの売上金、賃貸料、給与、年金など収入があった金額

Ⓑ 必要経費：その収入を得るために支出した費用（生活費を除く）

所得金額：収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額（給与、公的年金については下表1, 2参照）

所得の種類	内 容 等
営業等所得	小売業、製造業、飲食店業、サービス業などの営業所得や外交員、大工などから生じる所得です。経費になるものは、上記の収入を得るために必要な売上原価・販売費・減価償却費・一般管理費その他の費用などです。 →裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳書）」で収支計算をし、表面にそれぞれ転記してください。
農業所得	農作物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生じる所得です。経費になるものは、それらの収入を得るために必要な売上原価・販売費・一般管理費その他の費用などです。 →裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳書）」で収支計算をし、表面にそれぞれ転記してください。
不動産所得	家賃、地代、看板設置権利金などの貸付などによる所得です。経費になるものは、貸し付けた不動産の修理費・減価償却費・借入金利子・損害保険料などの費用です。 →裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳書）」で収支計算をし、表面にそれぞれ転記してください。
配当所得	株式等の配当、分配金などによる所得です。 →配当金通知書等を添付し、所得金額を転記してください。
給与所得	サラリーマンの給与や賞与、アルバイト・パートの賃金、日当などの所得です。収入金額（総支払額）を転記してください。 給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得金額を控除した後の金額です。 7ページの（表1）により算出してください。 ※源泉徴収票の写しを添付してください。 源泉徴収票がない方は、裏面「(2) 給与所得計算書」欄に記入してください。
公的年金	公的年金（厚生年金・国民年金・恩給など）の所得です、収入金額を記入してください。雑（公的年金）の所得金額は、7ページの（表2）により算出してください。
業務	副業に係る収入（原稿料、謝礼金、講演料など）のうち営利を目的とした継続的なものに対して発生した所得です。 ※支払証明書等は必ず添付してください。
その他	個人年金（生命保険契約等に基づく年金）、シルバー人材センター配分金など、他の所得に当てはまらないものです。 ※支払証明書等は必ず添付してください。
総合譲渡所得	土地建物以外（ゴルフ会員権・機械など）の資産の譲渡による所得です。

所得の種類	内 容 等
一時所得	生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返納金、賞金などの一時的な所得です。
分離課税	<p>土地建物の不動産や株式などの資産の譲渡による所得です。 →裏面「(4) 土地・建物・株式等の譲渡所得、先物取引、山林所得の内訳書」に記入し、所得金額を計算してください。</p> <p>※公共収用で特別控除額以内の譲渡所得は、所得税や町県民税の所得割は課税されませんが、合計所得金額に含まれますので「買取（収用）証明書」を添付して申告してください。</p>

(表1) 給与所得金額計算表

給与収入金額の合計	給与所得金額
～ 650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	収入金額 - 650,000円
1,900,000円～3,599,999円	収入金額 (*) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額 (*) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円	収入金額 - 1,950,000円

$$\text{収入金額 (*)} = \text{収入金額} \div 4 \text{ (千円未満切捨)}$$

(表2) 公的年金等の所得金額計算表

$$\text{公的年金等の所得} = \text{年金等の収入額} \times \text{割合} - \text{控除額}$$

年齢	年金等の収入金額	割合	控除額	年齢	年金等の収入金額	割合	控除額
65歳以上	330万円未満	100%	110万円	65歳未満	130万円未満	100%	60万円
	410万円未満	75%	27.5万円		410万円未満	75%	27.5万円
	770万円未満	85%	68.5万円		770万円未満	85%	68.5万円
	1,000万円未満	95%	145.5万円		1,000万円未満	95%	145.5万円
	1,000万円以上	100%	195.5万円		1,000万円以上	100%	195.5万円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以上の場合は10万円、2,000万円以上の場合は20万円控除額が減額となります。

所得から差引かれる金額

前年中に申請者本人及び生計を一にする親族のために支出した金額が対象です。

控除区分	控除額																											
雑損控除	<p>災害・盗難などにより損害を受けた場合、以下のいずれか多い金額が控除できます。</p> <p>1. (災害・盗難等による損失額 - 保険金等により補填される金額) - (総所得金額等 × 10%)</p> <p>2. 災害関連支出の金額 - 5万円</p> <p>※災害関連支出についての領収書を必ず添付してください。</p>																											
医療費控除	<p>支払った医療費の金額 - 保険金等の補填額 - (「総所得金額等 × 5%」と「10万円」のいずれか少ない金額) «最高200万円»</p> <p>※「医療費控除の明細書」を必ず添付し、領収書は自宅で保管してください。 「医療費通知書」を使って計算した場合は、「医療費通知書」も添付してください。</p>																											
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）	<p>予防接種や健康診断など一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、支払額の一部が控除されます。</p> <p>特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等の補填額 - 12,000円 «最高88,000円»</p> <p>※「セルフメディケーション税制の明細書」を必ず添付してください。 ※「セルフメディケーション税制」と「医療費控除」はいずれか一方を選択します。</p>																											
社会保険料控除	<p>国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料などを支払った金額です。</p> <p>※国民年金保険料及び国民年金基金掛金については、必ず支払証明書（領収書）を添付してください。</p> <p>※配偶者やその他親族の給料・年金より天引きされた社会保険料や、配偶者やその他親族の口座から振替で納付した社会保険料は控除対象外となります。</p>																											
小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済制度に基づく掛金（旧第2種共済契約を除く）、企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金（iDeCo）、心身障害者扶養共済の掛金などを支払った金額です。</p> <p>※支払証明書（領収書）を必ず添付してください。</p>																											
生命保険料控除	<p>生命保険契約の支払保険料や個人年金保険契約などの支払った掛金がある場合、支払額の一部が控除されます。</p> <p>→申告書には、保険の種類ごとに支払保険料の合計金額を記入してください。 記入する支払保険料は、「支払った保険料」 - 「配当を受けた金額」です。</p> <p>※支払証明書を必ず添付してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度（H23.12.31以前締結分）</th> <th colspan="2">新制度（H24.1.1以降締結分）</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 7,500円</td> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/4 + 17,500円</td> <td>32,000超 56,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律 35,000円</td> <td>56,000円超</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・新契約と旧契約の両方ある場合は、それぞれの控除額の合計額（上限 28,000円）となります。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は旧契約の適用限度額が適用されます。</p> <p>・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、それぞれの控除額を上記の算式で計算し、合計します（控除限度額は70,000円です）。</p>				旧制度（H23.12.31以前締結分）		新制度（H24.1.1以降締結分）		支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 6,000円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 17,500円	32,000超 56,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 14,000円	70,000円超	一律 35,000円	56,000円超	一律 28,000円
旧制度（H23.12.31以前締結分）		新制度（H24.1.1以降締結分）																										
支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額																									
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額																									
15,000円超 40,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 6,000円																									
40,000円超 70,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 17,500円	32,000超 56,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 14,000円																									
70,000円超	一律 35,000円	56,000円超	一律 28,000円																									

控除区分	控除額									
地震保険料控除	<p>地震保険料または火災保険料などの長期損害保険の支払掛金がある場合、支払額の一部が控除されます。</p> <p>→申告書には、保険の種類ごとに支払保険料の合計金額を記入してください。</p> <p>記入する支払保険料は、「支払った保険料」 – 「配当を受けた金額」です。</p> <p>※支払証明書を必ず添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険料等の 1/2（限度額 25,000 円）が控除されます。 ・旧長期損害保険料のみの場合、平成 18 年 12 月 31 日までに契約し、満期返戻金等があり、保険期間が 10 年以上のものについては、従前の損害保険料控除が適用されます。（下表参照） <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000 円超 15,000 円以下</td> <td>支払額の 1/2 + 2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,000 円超</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>地震保険料控除とともに適用する場合は、あわせて <u>25,000 円</u>が限度額です。</p> <p>※ひとつの契約で長期損害保険料と地震保険料がある場合は、どちらか一方しか適用できません。</p>		支払額	控除額	5,000 円以下	全額	5,000 円超 15,000 円以下	支払額の 1/2 + 2,500 円	15,000 円超	10,000 円
支払額	控除額									
5,000 円以下	全額									
5,000 円超 15,000 円以下	支払額の 1/2 + 2,500 円									
15,000 円超	10,000 円									
寄附金控除額	<p>都道府県、市区町村、長野県共同募金、日赤長野県支部、長野県内に事務所などがある公益法人など（条例指定分）に対して 2,000 円を超える寄附を行った場合に控除されます。</p> <p>→裏面「(3) 寄附金に関する事項」に寄附金額を記入してください。</p> <p>※領収書・支払証明書を必ず添付してください。</p>									

【本人該当欄】

申告される方が下表の控除区分に該当する場合に、それぞれの金額が控除されます。

控除区分	内容		控除額
障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方。	普通	26 万円
		特別	30 万円
寡婦	<p>「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が 500 万円以下で、①または②に該当する方。</p> <p>①夫と離婚し再婚していない人で、扶養親族（合計所得金額が 58 万円以下）を有する方。</p> <p>②夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚していない方</p>		26 万円
ひとり親	総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子を有する独身の父母で、合計所得金額が 500 万円以下の方。		30 万円
勤労学生	<p>各種学校等の生徒で、自己の勤労による所得の合計所得金額が 85 万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の方。</p> <p>※在学証明書を添付してください。</p>		26 万円
基礎控除	合計所得金額	2,400 万円以下	43 万円
		2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
		2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円

※障害者、ひとり親及び寡婦で前年の合計所得金額が 135 万円以下の方は、町県民税が非課税になります。該当される方は、必ず申告書に記入してください。

【扶養控除等】

令和7年12月31日現在（年の途中で死亡した場合はその日現在）で、あなたと生計を一にする配偶者や親族で、合計所得金額が58万円以下（配偶者特別控除の場合は133万円以下。特定親族特別控除の場合は123万円以下）の方を扶養している場合は、下記の金額が控除されます。

※事業専従者やほかの方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。

●配偶者控除

控除区分		配偶者の合計所得	控除額		
			居住者の合計所得		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控除	70歳未満	58万円以下	33万円	22万円	11万円
	70歳以上		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除		58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
		95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

●扶養控除

区分	該当者	控除額
老人扶養	70歳以上の方	38万円
同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円
特定扶養	19歳以上23歳未満の方	45万円
特定親族特別控除	19歳以上23歳未満の方	58万円超 95万円以下
		45万円
		95万円超 100万円以下
		41万円
		100万円超 105万円以下
		31万円
		105万円超 110万円以下

区分	該当者	控除額
その他扶養	16歳以上で老人扶養・特定扶養等に該当しない方	33万円
年少扶養（※1）	16歳未満の方	0円

※1 16歳未満の年少扶養親族については非課税限度額の算定に必要ですので、該当する扶養親族がある場合には必ず記入してください。

●障害者控除（※2）

区分	該当者	控除額
普通障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方で、特別障害者に当たらない方	26万円
特別障害者	別居 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円
	同居 特別障害者に該当し、かつ同居している方	53万円

※2 16歳未満の扶養親族であっても、この控除は適用されます。

町民税・県民税申告書 記載例（所得ありの方）

おもて

町民税
県民税 申告書

受付印

行政区コード	世帯コード

(申告先)坂城町長 令和8年 月 日提出

1月1日の住所	大字坂城10050			現住所 ※左記と違う場合							
フリガナ	サカキ タロウ			個人番号(マイナンバー)						電話番号	
氏名	坂城 太郎			0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0				090-1234-5678			
生年月日	明・大昭平	25年12月3日	世帯主の氏名	坂城 太郎			続柄	世帯主			

町県民税の申告をされる方は①及び裏面(1)～(6)の該当する欄に記入してください。

前年中の所得がなかった方は、裏面②に記入してください。

1	所 得 金 額	種 目	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	Ⓒ 控除額	所得金額(Ⓐ - Ⓑ - Ⓒ)
		事業	農業	不動産	配当(株式・他)	給与
事 業	120,000	109,200	10,800			
農 業	360,000	200,000	160,000			
不 動 產						
配 當 (株 式 ・他)						
給 与						
総合譲渡						
短 期						
長 期						
一 時						
分 離 課 稅 分	土地・建物・株式等の譲渡所得、先物取引、山林所得がある方は、裏面(4)の内訳書で求めた所得金額の合計を記入してください。					

裏

(1) 事業または不動産所得の内訳(収支内訳計算書)

項目		金額
事 業	売上金額	90,000 円
農 業	家事消費	30,000 円
不 動 產	その他収入	円
	計 ①	120,000 円
事 業	売上高 ②	円
農 業	仕入棚卸高 ③	円
	原価	円
	差引原価 ②+③-④ ⑤	円
不 動 產	家賃	円
	地代	360,000 円
	計 ⑥	360,000 円

(2) 給与所得計算書

(アルバイト・パート等で源泉徴収票のない人)

勤務先所在地 ・名称			
月別	日給	勤務日数	月収
1月	円		円
2月	円		円
3月	円		円
4月	円		円
5月	円		円

必 要 経 費	項目	金額	項目	金額
	給料賃金	円	旅費交通費	円
事業	外注工賃	円	消耗品費	34,000 円
農業	減価償却費	円	雑費	60,000 円
不動産	広告宣伝費	円	円	円
	修繕費	円	円	円
	水道光熱費	15,200 円	特別控除	円
	接待交際費	円	円	円
	租税公課	200,000 円	小計 ⑦	309,200 円
	損害保険料	円	計 ⑤ + ⑦ ⑧	309,200 円
	地代家賃	円	差引額①+⑥-⑧ ⑨	170,800 円
	通信費	円	専従者控除 ⑩	円
	福利厚生費	円	所得金額 ⑨ - ⑩	170,800 円

■ 営業等、農業の内容

業種 農業 所在地 坂城〇〇〇-××

■ 不動産所得の内容

種目 貸地 所在地 南条△△△-○

■ 減価償却費明細書

名 称	取 得 年 月 日	取 得 金 額	耐 用 年 数	償 却 額

■ 事業専従者に関する事項

○ 町民税・県民税申告書 記載例（所得なしの方）

おもて

町民税
県民税 申告書



行政区コード	世帯コード

(申告先)坂城町長 令和8年 月 日提出

1月1日の住所	大字坂城10050			現住所 ※左記と違う場合												
フリガナ	サカキ イチロウ			個人番号(マイナンバー)										電話番号		
氏名	坂城 一郎			1	1	1	1	2	2	2	2	3	4	5	6	82-1234
生年月日	昭平	11年10月5日	世帯主の氏名	坂城 一郎										続柄	世帯主	

町県民税の申告をされる方は①及び裏面(1)～(6)の該当する欄に記入してください。
前年中の所得がなかった方は、裏面②に記入してください。

裏

2 令和7年中に所得のなかった方の記入欄

(令和7年中の生活費について、該当箇所に○印をし、必要事項を記入してください。)

扶養になっていた	あなたを扶養していた方を記入してください。									
【氏名】 坂城 はなこ	【続柄】 子	【住所】 坂城町大字坂城10050								
・学生であった	学校名 学年 (年 月卒業予定)									
・病気療養中であった	入通院先									
・非課税所得があった	遺族年金 ・ 障害年金 ・ 失業給付金 ・ 児童扶養手当 ・ その他() 【年間受給額 円】									
・預貯金で生活していた										
・生活保護を受けていた										
・その他	(状況を記入)									